

東松苑ゴルフ倶楽部利用約款

【約款の適用】

第1条 当倶楽部を利用される方は、会員・非会員を問わず、当倶楽部会則（倶楽部規約）細則等による外、本約款に従ってご利用頂きます。

【利用契約の成立】

第2条 当倶楽部においてプレーされる方は、本約款を確認したうえ所定のご来場者票に署名して下さい。これにより、当倶楽部（会社）は署名者の施設利用をお引受けすることになります。

【利用の申込・予約金・違約金等】

第3条 プレーの申込みは、原則として会員は3ヶ月前から、ゲストは2ヶ月前からプレー前日までの間に、予約者（人数と氏名及び責任ある代表者名）、希望日、及びスタート希望時刻を明示して、予約センターに申し込んでください。

【休業日、開場時間】

第4条 当倶楽部の休業日と開業時間や各施設の利用時間、及びスタート時間は当倶楽部の定めるところによります。但し、臨時的に変更することがあります。

【利用の拒否】

第5条 当倶楽部では次の場合にはご利用をお断りすることがあります。
①満員でスタート時間に余裕が無いとき
②スタート時間に遅れたとき
③ビジターについてはメンバーの同伴又は紹介等が無い又は人物確認が取れないとき
④天災その他止むを得ない事情により倶楽部をクローズするとき
⑤暴力団員（以下、暴力団関係者、交流者含）又は集团的、常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められる者
⑥反社会的団体に所属していると認められる者や、身体に刺青又はタトゥーがある者
⑦その事情を知らずながら暴力団員を同伴し、又は暴力団員を紹介して施設を利用させた者
施設申込み受理後、申込者又は利用者が暴力団員であることが判明した場合は、当該申込みを取り消すことができる
⑧身体に刺青やそれに類似するものがある方の施設内全ての脱衣所及び浴室の利用

【利用継続の拒否】

第6条 当倶楽部は、次の場合にはプレー途中であっても利用の継続をお断りすることがあります。
①公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき
②他の利用者や従業員に対し精神的・身体的危害を及ぼす恐れがあったとき
③技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき
④ルール・エチケット及び各掲示物や警告に従わず、その指摘された行為を改めないとき
⑤天災その他止むを得ない事情により施設の利用ができないとき
⑥その他本約款に違反したとき

【施設利用及び利用継続の拒否に対する免責】

第7条 当倶楽部（会社）は施設利用及び利用継続の拒否に係る損害賠償等の責任を負いません。

【金銭その他貴重品】

第8条 当倶楽部は原則として貴重品のお預かりは致しません。貴重品ロッカーをご利用ください。尚、盗難等につきましては一切の責任を負いません。

【携帯品、自動車】

第9条 場内における盗難・事故・損害等については、当倶楽部（会社）は責任を負いません。また、自動車は所定の場所以外には駐停車しないでください。

【ロッカー】

第10条 ①ロッカーの鍵はプレー終了後の清算時まで携帯し、ご自身で責任を持って管理してください。
②当倶楽部が緊急と認めたときは、ロッカーを開扉し点検する事がありますので、予めご了承ください。

【利用料金の支払い】

第11条 利用料金の支払いは、現金又は当倶楽部が認めたクレジットカードにより当日フロントにてお支払いください。

【危険防止責任とエチケット・マナーの厳守】

第12条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何に係わらず自己の責任でプレーして頂きます。

【ティグランドにおける素振り】

第13条 素振りは、ティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外では行わないでください。

【飛距離の確認】

第14条 先行組みに対しては、後続組の打者はキャディのアドバイス如何に係わらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組みに打ち込まないようにプレーしてください。

【フォアキャディの合図】

第15条 フォアキャディの合図は、先行組が通常第2打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断されるときに合図です。合図があった場合、打者は自己の打球の飛距離を自分で判断してプレーしてください。

【打者の前方に出ないこと】

第16条 同伴プレーヤーは打者の前方には絶対に出ないでください。打者の前方に出た結果の事故、その他プレーヤー同士の打球によって生じた事故については、プレーヤー間において解決していただくこととし、当倶楽部（会社）は一切の責任を負いません。

【隣接ホールへの打込み】

第17条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の

飛距離、飛行方向について適切に判断してください。万一隣接ホールに打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図し、邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意してプレーしてください。

【退避および退避所】

第18条 後続組に対して打球させるときには、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

【ホール・アウト後の退出】

第19条 ホール・アウト後は、速やかにグリーンを離れ後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んでください。

【雷鳴のあった場合】

第20条 落雷の危険を感じた場合には速やかにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避してください。また、プレーの即時中断を知らせるサイレンが鳴った場合直ちにプレーを止め退避所に退避し、プレー再開の案内が出るまで絶対にプレーを再開しないでください。

【リフトの取扱い】

第21条 リフトの取扱は注意書きに従ってご利用ください。

【乗用カートの利用】

第22条 以下の1項から3項を順守してください。
①乗用カートをご利用の場合は、クラブハウス内並びにコース内等に掲示又は表示してある注意事項に従い、操作方法等をよく確認した上安全運行を遵守していただくとともに、プレー目的以外の利用はしないでください。
②2人乗り乗用カートや、5人乗り電磁誘導カートは原則として運転はできません。止むを得ず運転する場合は、自動車運転免許書所有者に限りです。
③故意又は重大なる過失を起因とする事故については当倶楽部（会社）は一切の責任を負いません。また、この場合車両の損傷・損害については、賠償請求することがあります。

【火気使用の禁止】

第23条 コース内やクラブハウス内の喫煙その他の火気使用は所定場所以外では禁止します。入場者の故意又は過失により火災が生じた場合は、その損害を請求することがあります。

【違反の場合の責任】

第24条 利用者がこの約款に違反して、第三者に傷害・損害等の事故を発生させた場合、その障害・損害を賠償して頂きます。又、自ら違反して障害・損害を受けた場合は、当倶楽部（会社）は一切の責任を負いません。

【プレー終了後のクラブの確認】

第25条 利用者がプレーを終了した場合には、クラブを点検し間違いが無いか慎重に確認し所定の用紙にサインしてください。確認後においてはクラブの不足、損傷等については当倶楽部（会社）は一切の責任を負いません。

【施設に損害を与えた場合】

第26条 利用者の故意又は過失により、当倶楽部の施設に損害を与えた場合はその損害を賠償して頂きます。

【施設内への持込品】

第27条 施設内に下記のものを持ち込むことを固くお断り致します。
①動物等ペット類（盲導犬等の介護犬を除く）
②銃砲刀剣類
③発火、爆発のおそれがあるもの
④パーティ・昼食時の酒類、飲食物等の持ち込み及び所定以外での飲食
⑤大型クーラーボックス
⑥他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与えるもの

【行為の禁止】

第28条 施設・場内で下記の行為は固くお断り致します。
①賭博、その他風紀を乱す行為
②物品販売、宣伝広告等の行為
③利用者以外のコース内立入り（特に許可ある場合は除く）
尚、特に許可した場合でも、プレーヤー以外の者が怪我・損害を受けた場合、当倶楽部（会社）は一切の責任を負いません。
④他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
⑤飲食物等の所定以外での飲食
⑥特に許可する場合を除いての商業目的による写真撮影、録音等
⑦自動車（乗用カート含む）の飲酒運転及び提供の強要

【宅配便による損害等】

第29条 宅配業者によるゴルフクラブ等の紛失、損害については当倶楽部（会社）は一切の責任を負いません。

【非会員への周知・遵守依頼】

第30条 会員は会員の同伴又は紹介した利用者（非会員）に対し本約款の存在及びその内容を知らしめ遵守させるよう協力願います。

【本約款の変更手続き】

第31条 本約款の変更は会社の決定により変更することができるものとします。

【雑則】

第32条 その他規約、本約款に定めのない事項はゴルフプレーヤーの精神にのっとり信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

附則

【施行期日】

第33条 1990年10月15日
2010年 3月1日から施行する。
2014年 4月1日から施行する。
2016年 1月1日から施行する。